

「別紙 - 1」

身体拘束廃止の為にまずなすべきこと、五つの方針チェックリスト

チェック実施日		平成 年 月 日	チェック記録者	印			
項目	内容	チェック項眼			整備済	整備中	未整備
1	トップが決意し、施設が一丸となって取り組む	イ・施設長、生活相談員、看護主任、介護主任等が処遇実践をバックアップする方針が徹底している。 ロ・事故やトラブルが生じた場合、生活相談員、看護主任、介護主任等は夫々の職責で責任を引受け、最終的には施設長が責任を引受ける姿勢がある。 ハ・全職員(身体拘束廃止委員会の設置等)が一丸となり介護実践をバックアップする体制がある。					
2	皆で論議し、共通の意識を持つ	イ・身体拘束の弊害をしっかりと認識し、施設長を始め相談員・看護・介護職等で十分に論議し皆で問題意識を共有している。 ロ・論議はあくまでも利用者(入所者)が中心であるという考え方で行われている。 ハ・本人や家族の理解も不可欠であり、特に家族に対しては、打ち合わせ等の機会を設け、身体拘束に対する基本的な考え方や、転倒等事故の防止策や対応方法を十分に説明し、理解と協力を得ている。					
3	身体拘束を必要としない状態の実現を目指す	イ・個々の利用者について、心身の状態を正確に評価(査定)し、身体拘束を必要としない状態を作り出す方向を追求している。 ロ・問題行動がある場合、何らかの原因があり、その原因を取り除くことを前提に、生活歴、既往歴、生活模様、嗜好、こだわり、趣味等を十分に把握している。 ハ・問題行動の原因として、利用者の過去の生活歴等にも関係するが、通常的に次のようなことが想定されるので、配意の体制を十分に行なうよう努めている。 (1) 職員の行為や言葉かけが不適当か、又は、その意味が理解できない場合はないか。 (2) 自分の意思にそぐわないと感じている場合はないか。 (3) 不安や孤独を感じている場合はないか。 (4) 身体的な不安や苦痛を感じている場合はないか。 (5) 身の危険を感じている場合はないか。 (6) 何らかの意思表示をしようとしている場合はないか。					
4	事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援体制を確保している	イ・転倒や転落等の事故が起きにくい環境づくりの実施を行っている(手すりをつける・足元に物を置かない・ベットの高さを低くする・利用者の行動の先取り・常に言葉かけ等々行っている) ロ・落ち着かない状態に対応困難な場合については、日中・夜間・休日等を含めて、施設全職員が随時応援に入れるような柔軟な体制の確保している。					
5	常に代替的な方法を考え、身体拘束の場合は極めて限定的に	イ・指定介護老人福祉施設の「人員・設備・運営に関する基準」指定介護福祉施設サービスの取扱方針第11条第4項、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、と、例外規定は認められているが極めて限定的に考慮し、全ての場合について身体拘束を廃止する姿勢を堅持している。 ロ・身体拘束をせざるを得ない利用者が出現した場合、「なぜ拘束しているのか」を考え、まず、いかに解除するかを検討を常に検討している。 ハ・「漫然」と拘束している場合は、直ちに拘束を解除する。また、その点検体制がある。 ニ・身体拘束解除に困難が伴う場合であっても、介護方法の改善や環境の整備など創意工夫を重ねて、解除を実行している。 ホ・解決方法が分からない場合は、外部研修会への参加や相談窓口等を利用し、必要な情報を入手し、参考としている。					

身体拘束をせずに介護を行なう為の三つの原則チェックリスト

チェック実施日		平成 年 月 日	チェック記録者	印			
項目	内容	チェック項目			整備済	整備中	未整備
1	身体拘束を誘発する原因を探り除去する。	イ・身体拘束が誘発しそうな理由・状況・対象者等の把握をしている。 ロ・利用者毎に、身体拘束を誘発する理由・原因等を徹底的に探り、除去する介護の実現体制がある。 ハ・施設内で、身体拘束を誘発する理由・原因等を定期的に取りまとめ、誘発原因の追究に活用している。 ニ・利用者の身体拘束に繋がるような環境要因(備品・設備等)を取除くよう、定期的に見直しを行っている。					
2	五つの基本的な介護を徹底する。	イ・施設全体で、「五つの基本的な介護」の意味を理解し、実施する体制が整っている。 (1) 『起きる』介護が提供できる体制がある。 (2) 『食べる』介護が提供できる体制がある。 (3) 『排泄する』介護が提供できる体制がある。 (4) 『清潔にする』介護が提供できる体制がある。 (5) 『活動する』介護が提供できる体制がある。 ロ・利用者毎に、十分な評価と適切な「五つの基本的な介護」を検討し、規則正しい生活が整うよう介護計画等で見直している。 ハ・「五つの基本的な介護」について、利用者の一人ひとりに合わせた適切な介護を行っている。 ニ・適切な介護実践を行なう為、利用者一人一人と触れ合う機会を増やし、利用者の気持ちや合図を適切に受止め、不安や不快、孤独など少しでも緩和するよう努力している。					
3	身体拘束廃止をきっかけに「よりよい介護」の実現を目指す。	イ・「身体拘束廃止」を最終目的とせず身体拘束廃止の過程で提起された種々の課題を真摯に受止め、介護福祉施設における全体のよりよい介護の実現に取り組んでいる。 ロ・利用者の生活の安定、人権擁護を目指し、「身体拘束禁止規定の対象」になっていない行為」、(言葉による拘束・虐待・強制・叱咤等)等が起きないように工夫をしている。					